

第 3 回 幌 延 町 教 育 委 員 会 議 会 議 録

日 程	令和 5 年 3 月 17 日	開会 10 時 30 分 閉会 11 時 41 分	場 所	役 場 3 階 委 員 会 議 室
出席委員	委員 澤 谷 敦 美	委員 佐 藤 友 子	参 与	伊藤教育次長 田村主幹 会議録作成者 椿係長
	委員 堀 英 夫	教育長 青 木 順 一		
	委員 前 田 雅 信			
青木教育長	<p>それでは第3回幌延町教育委員会始めたいと思います。 その前に情報提供をしたいと思います。 まず、レジュメ、ヤフーニュースから毎年恒例のなりたい職業が発表になって、会社員がやっぱり多いです。 見ていくと、ユーチューバーが出てきて、何となくうれしかったのは中高生ぐらいになると、教師というのが上位になってくること。 なかなか面白いことを考えているなということで見えていました。 参考に今、子供たちがこんなことを考えているということで情報提供させていただきます。 レジュメに戻りまして卒業式シーズン、中学校卒業式参加させていただきました。 久々に入退場と、証書授与のときには、マスクなしということで、何か新鮮な感じがしました。 13日今週の日曜日に小学校、校長先生同士で合わせると言っていましたので、小学校もきっと、入退場のときはマスクなしだと思っております。何となく長い3年間でしたけども、長いトンネルの出口が見えてきたのかなと思っております。 これに関連して、昨日、道新に出ていたと思いますが、文科省から北海道に今度通知が来ます。来年度に向けて、マスクについてということで出てくるようです。そのあと、市町村教育委員会にも出てくると思います。 基本的には、マスクは外して、学習活動を行うということで、2類から5類に変更しましたので、ただ、換気は密にならないように継続して行われるそうです。 2つ目、文科省の指定事業で遠隔教育特例校制度というのを受けています。2月27日から28日北海道教育大学の特任教授と、学生さん2人が来町しました。全国でも珍しい取組で幌延中学校と問寒別中学校の遠隔授業、英語と社会を授業参観していきました。 問寒別中学校の英語の先生と社会の免許を持っている先生がいませんので、つなげて、一緒に幌延中学校の英語の先生が授業を行うということをやっており、それを見ていきました。 3つ目、校歌CD・DVDについて。 後程、もし興味のある方いましたら、貸出しますので、幌延中学校、幌延小、問寒別小中学校の校歌が入っているCDとDVDで、実際に歌手が歌っているDVDも入っております。報道でもあったとおり、宗谷では初ということで、NPO法人の方が無料でやっておられます。子供たちにはもう渡っているかなと思います。 あと4番目、文部科学大臣優秀教職員表彰受賞ということで幌延中の佐々木先生が受賞されました。この前3月8日、私から賞状を渡し、表彰式を行いました。新聞にも出たと思います。</p>			

それと5番目、第2回定例議会が終わりました。3月9日、10日開催ということで、教育行政報告と令和5年度の教育行政執行方針について説明しました。

2枚目の資料にあるとおり、一般質問では幌延町文化スポーツ大会等参加補助金交付金、交付要綱について質問が出ております。

当初予算特別委員会では、不登校児童生徒の支援についてと、区域外通学の2つの質問が出てきております。

6番目、小中一貫教育についてということで、常任委員会、議員さんからメリットをもっと前面に出して、住民にもっとアピールしたほうがよいのではないかとということで言われておりました。

リーフレットを作って、住民の方にアピールしていきたいと考えております。

最後7番目、人事について、大きな動きはありませんでした。

只今から第3回幌延町教育委員会会議を開会いたしたいと思っております。

本日の出席教育委員は4名となっております。

会議時間の決定につきましては、大体1時間程度目途に進めていきたいと考えておりますので御協力をお願いいたします。

前回会議録の署名につきましては、出席委員にいただいております。

本日の会議録作成者の指名につきましては、総務学校グループ椿係長をお願いしております。

諸般の報告につきましては、議案書の会議日程表の次ページの紙面において報告といたします。

では協議事項に入りたいと思っております。本日、報告案件はなしです。

協議案件が8件ということでよろしくをお願いいたします。

議案の協議案4、5、6は、一括で行いたいと考えております。

協議案第1号、幌延町教育目標の改定について説明させていただきます。

幌延町教育目標平成5年4月1日、前回改定しております。それからかなり経っておりますので今、来月1日付で改定をしていきたいと考えております。

幌延町の教育目標としては、今言われております持続可能な社会の創り手となる子供ということでこういう子供たちをつくっていききたい、サステイナブルに育てていききたいと思っております。

5.0時代ということで、予測困難な時代をこれから子供たちが生きていかなければなりませんので、一人一人の児童生徒が自分のよさや可能性を認識するとともに、いろいろ方がいらっしゃいますので、そういう他者を価値のある存在として尊重できるような子供、それと多様な人々と協働しながら、様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、資質能力を育成することが大事だと思っております。

根拠としては上に書いてあるとおり、学校教育目標にも、学校教育法にも自立協働の精神、学習指導要領にも自律的に判断と書いてありますし、令和日本型教育、答申に主体的に考え、課題を見いだしとあります。

教職員、保護者の方にもアンケートをとりました。

ベストスリーが、1番目は自律した子供、2番目が思いやり、人を尊重できる子供、3番目として協働できる子供、そんな子供がよいとアンケートで出ておりましたので、この3つをキーワードとしていきたいと考えております。

参考までにOECD、聞いたことあると思いますが、そちらのほうも似たようなものになっております。持続可能な社会の創り手ということ

	<p>で、そちらのキーワードは、自律・尊重・創造だったと思いますが、今、進めているところです。</p> <p>このような形で来年度、教育目標を変えていきたいと考えております。</p> <p>ただいま説明いたしました、何か、質問御意見等ございませんか。</p>
各委員	はい。
青木教育長	<p>それでは、協議案第1号につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。</p>
各委員	はい。
青木教育長	異議なしと認めまして原案のとおり決定させていただきます。
	<p>それでは、第2号幌延町立学校の教育職員に係る時間外在校等時間の公表について、事務局の説明をお願いいたします。</p>
伊藤次長	<p>それでは議案第2号幌延町立学校の教職教育職員に係る時間外在校等時間の公表について、事務局より御説明いたします。</p> <p>次のページを御覧ください。</p> <p>学校における働き方改革の推進の一環として、今年度中に、本町の教育職員の時間外在校等時間を、公表することとしておりますので、別紙のとおり、令和4年度分の集計を表にまとめております。</p> <p>3月分については現在進行中ですので、入っておりませんが2月までの分をまとめております。</p> <p>公表の方法につきましては、市町村に委ねられておりますので、事務局案としては、表のとおり、学校種ごとに、毎月の時間外在校時間を45時間以下から100時間以上の4項目に分けて集計し、最後に月の平均値を示す形で公表していきたいと考えているところです。</p> <p>4項目下段のパーセンテージは、45時間以下とそれ以上の割合を示しております。</p> <p>本町の働き方改革のアクションプラン第2期の目標が、教育職員の在校等時間から所定の時間等を減じた時間を1か月45時間以内、1年間で360時間以内とするということにしておりますので、一応目安として45時間以内を表記しているのがこの表となっております。トータル的な360時間は出てこないのですが、最終的な目標は1年間365時間以内、月々の目標が45時間以内ということになりますので、その対比が、この表から読み取れるこの形で公表していければと考えているところです。</p> <p>公表することによりまして、保護者や地域住民に対する説明責任を果たすのみならず、学校や教育職員に理解していただき、働き方改革のより一層の推進を図りたいと考えているところです。</p> <p>公表の方法につきましては、町のホームページに掲載したいと考えております。</p> <p>そのほかに学校を通じて、教職員や保護者等に広く周知していければと考えているところです。4月から2月までの部分で、このほかにアクションプランの関係の文言を加えた形でホームページにアップしていきたいと考えております。</p> <p>以上、協議案第2号の説明といたします。御協議のほどよろしく願います。</p>
青木教育長	<p>ただいま説明がございました協議案第2号につきまして、御質問、御意見ございましたらお受けしたいと思います。</p>

前田委員	確認ですが、目標で月45時間以内の1年間360時間以内とするってあると思いますが、単純に1年間の360時間を月で割ると30時間、そこに一応15時間の差がありますけど、それは1年間で相殺するという考え方でよいのですね。ある月は20時間で抑えていかなければならなくなったりするわけだと思いますが努力義務になるのでしょうか。
伊藤次長	努力義務というより目標で、罰則があるわけでもないのですが、体に負担がかからないようにするというので、ここに向かって、各学校いろいろな工夫をしながら、働き方改革を進めていくという目安の時間という形で押さえていただければと思います。
青木教育長	ほかに、どうでしょうか。
澤谷委員	このアクションプラン第2期っていうのはいつからなののでしょうか。
伊藤次長	教育委員会議のほうで御承認いただいておりますので令和3年10月からです。
澤谷委員	よく分かりました。パーセンテージの上の数字は、人数ということだと思いますが、4月5月は人数だけを見ると45時間以上働いた人の人数が多いのですが、これは忙しいからなのか、この頃にこういうことがあったから、ちょっと考えましようということ、45時間以上が減ってきたのかどうなののでしょうか。
伊藤次長	やはり4月5月あたりが、人事異動、年度初め、時期的な部分で時間が増えてしまっております。 ただ今、この4年度分を公表しようとしているところですけども、3年度につきましてはもっと多かったのも、働き方改革が推進され、かなり改善はされてきていると思います。
堀委員	80時間以上でも1日3時間以上残業してよいという話になってしまうので、それは早急にといいいますか、解消できるようにしていただきたいですね。
佐藤委員	小学校の児童クラブの職員しているものですから分かるのですが、3月は特別時間割が多くて、成績をつけるために特別日課にしているという話なのですが、子供たちの授業の時間数、1時間当たりの45分を40分に縮小されていますけど、そういうのも働き方改革に関係して、子供たちの授業時間を減らして、残業を少なくするっていう形にしているのでしょうか。
青木教育長	そうではないですね、それだと本末転倒です。本来、働き方改革の目標というのは、子供たちと一緒に触れ合いの時間を増やす。あとは先生方のリフレッシュともあるのですが、1番の目標は、きちんと子供たちと向き合う時間を確保していこう、そのための準備の時間を確保させようと思っているので、多分小学校で行われているその45分間を40分でやっているのは、先生方の評価の時間を確保するためにやっているのだと思うのですが、実際の話をするとも40分っていうのは、学校教育基本法の別則には、小学校は45分で授業をやりなさいっていうことを明記されているので法律違反になります。 ですから、5分はどこかで補わなきゃならないっていうことなので、1日5時間40分授業をやったとしたら、25分を、それを2日やったら50分ですから、1時間をどこか、増やさなきゃならない。多分これやっているかと思います。

	<p>ですからその辺は、きちんと法律に則ってやっていると思いますので、ただし、先程言ったとおり、働き方改革の目標が、そのような形になっておりますので、いろいろ年度末忙しい時かなと思いますけど、そのような形で進めているかなと思います。</p>
佐藤委員	その部分がどこかで補っていただければよいと思います。
青木教育長	ほかにございませんか。
	<p>中学校も働き方改革推進校ということで道教委から指定を受けてやっておりますので、減ってはきております。</p> <p>新学期と運動会と学芸会の時期は増えており、大変だなという感じがします。中学校は部活ですね。</p>
	議案第2号についてほかに御意見、御質問ございませんか。
各委員	ありません。
青木教育長	それでは、議案第2号について原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
各委員	はい。
青木教育長	異議なしと認めまして原案のとおり決定させていただきます。
	それでは、続きまして議案第3号について上程いたしますので、事務局の説明をよろしくお願いいたします。
伊藤次長	<p>協議案第3号「幌延町立学校教職員の人事異動について」ご説明いたします。</p> <p>町内各学校教職員の人事に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第34条の規定に基づき、別紙のとおり北海道教育委員会へ内申したいので、ご協議いただくものです。</p> <p>次のページをお開き願います。</p> <p>4月1日付けの人事異動によるものです。</p> <p>まず、幌延小学校ですが、一般教職員で、澤恵教諭が稚内市立潮見が丘小学校へ転出され、後任には、稚内市立稚内中央小学校から大森準也教諭が転入して参ります。期限付き栄養教諭の雑喉谷香樹栄養教諭につきましては、引続き勤務していただきます。田村順子教諭は3月31日をもって定年退職されます。</p> <p>次に、問寒別小学校ですが、一般教職員で、池田勝範教諭が稚内市立宗谷小学校へ転出され、後任には、枝幸町立枝幸小学校から坂井麻衣教諭が転入して参ります。未配置となっていた大西ちさと養護教諭の育休代替として、期限付で品田亮子養護教諭が配属されます。期限付き教諭の高橋朋也教諭につきましては、引続き勤務して頂きます。</p> <p>次に、幌延中学校ですが、一般教職員で、佐々木亮教諭が稚内市立潮見が丘中学校へ転出され、後任には、豊富町立豊富中学校から川端都美教諭が転入して参ります。事務職員の黒川麻衣さんが浜頓別町立浜頓別町小学校へ転出され、後任には、稚内市立稚内南中学校から相田隼吾事務主任が転入して参ります。フルタイム再任用教員の大川孝子教諭が3月31日をもって任期満了で退職され、後任として、稚内市立稚内南中学校から鳴海頭教諭が転入して参ります。</p> <p>最後に、問寒別中学校ですが、管理職で、大内寿晃校長が3月31日をもって定年退職され、後任には、留萌市立留萌中学校の中村智江教頭が</p>

	採用校長として赴任されることとなります。 以上、ご協議のほど、よろしくお願いいたします。
青木教育長	ただいま説明がございました第3号議案につきまして御質問あるいは御意見ございましたらお受けしたいと思います。
澤谷委員	問寒別の養護教諭はいつから欠員だったのでしょうか。
伊藤次長	1月から産休に入っております、その後、欠員という形になっております。
澤谷委員	支障はなかったのでしょうか。
伊藤次長	支障がないということはないのですが、働き方改革の中で、他の先生方が一生懸命カバーしていただいたということで、子供たちへの影響は最小限でやっていただきました。
佐藤委員	小学校の栄養教諭は育休に入っていると思いますが、期限はありますか。
伊藤次長	資料がないのですが5年度末なのであと1年と記憶しております。
青木教育長	ほかにごございますか。
	それでは協議案第3号について原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
各委員	はい。
青木教育長	異議なしと認めまして原案のとおり決定させていただきます。 次に、議案4、5、6について上程いたしますので、事務局の説明お願いいたします。
伊藤次長	協議案第4号学校歯科医の委嘱について、協議案第5号学校薬剤師の委嘱について、協議案第6号幌延町教育委員会に関わる各種委員等の委嘱については、関連がありますので、一括して事務局よりご説明いたします。 はじめに、協議案第4号、学校歯科医の委嘱についてですが、学校保健安全法第23条に基づき学校歯科医を次のとおり委嘱したく、ご協議いただくものであります。 発令日は令和5年4月1日、氏名は甕 富美子氏、報酬は年額250,000円、旅費は一般職相当額、委嘱期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日までです。甕先生につきましては、幌延町立歯科診療所の歯科医として、歯科検診や就学時検診等で町内各学校の児童生徒を診ていただいております。 次に、協議案第5号、学校薬剤師の委嘱については、学校保健安全法第23条に基づき、学校薬剤師を次のとおり委嘱したく、ご協議いただくものであります。 発令日は令和5年4月1日、氏名は富樫 和男氏、報酬は年額250,000円、旅費は一般職相当額、委嘱期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日までです。富樫氏につきましては、学校薬剤師として、各学校で実施しておりますフッ化物洗口等で指導や御助言をいただいております。 次に、協議案第6号、幌延町教育委員会に関わる各種委員等の委嘱に

	<p>については、令和5年3月31日で任期満了となります各種委員について、本会議において委員みなさんの承認を得ましたら、規則及び要綱等に基づき人選を行い、4月以降随時ご報告させていただきたく、事前に協議させていただくものであります。</p> <p>まず、幌延情報教育センター運営委員会委員につきましては、各学校長と教頭、所員として学校から推薦のあった教諭を委嘱いたします。任期は1年間です。</p> <p>次に、幌延と問寒別に設置の学校運営協議会委員については、保護者、地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者、対象学校の校長、対象学校の教職員、学識経験者、関係行政機関の職員、その他教育委員会が適当と認める者から任命いたします。任期は1年間です。</p> <p>次に、幌延町放課後子ども教室運営委員会委員については、現委員に再任の依頼を進めるとともに、各関係団体から推薦をいただくよう進めており、任期は1年間です。</p> <p>最後に、幌延町教育委員会外部評価委員ですが、教育に関し学識経験者有する方2名を任命いたします。任期は2年間です。</p> <p>以上、ご協議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
青木教育長	<p>ただいま、御説明がございました。</p> <p>協議案第4、5、6号を一括して御質問あるいは御意見がございましたらお受けしたいと思えます。</p>
澤谷委員	<p>歯科医の先生と、薬剤師の方は、学校に行かれる頻度ってどのぐらいなのでしょうか。</p>
伊藤次長	<p>歯科医につきましては就学時健診のときに学校に来ていただくケースがあると思います。場合によっては委員会のほうで子供を連れて行くこともありますが、薬剤師の先生につきましては、こちらのほうでいろいろアドバイスをいただくのですが、学校に来ていただくような機会は今のところない状況ですね。</p>
椿係長	<p>補足ですが、学校歯科医の学校訪問については、今、次長の説明にありました就学時健診のほかに毎年、年1回の歯科検診は各学校で行っており、どの学校にも訪問いただいております。</p>
伊藤次長	<p>薬剤師の方については、フッ化洗口の関係で、フッ化物の調合で毎月やっておりますので、大変お世話になっております。</p>
堀委員	<p>学校運営協議会で、その会議で出ている話は私たち知らなくてもよろしいのでしょうか。</p>
伊藤次長	<p>幌延地区と問寒別地区と分かれて、それぞれ、協議会をやっておりまして、報告書は、委員会のほうまで上がってきておりますが、委員さん方に報告出来ておりませんでしたので、今後は、報告できればと考えております。</p>
青木教育長	<p>それでは、議案第4、5、6号について一括して、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。</p>
各委員	<p>はい。</p>
青木教育長	<p>異議なしと認めまして原案のとおり決定させていただきます。</p> <p>それでは、次に協議案第7号令和5年度要保護及び準要保護児童生徒の</p>

	<p>認定について上程いたしますので、事務局の説明をお願いいたします。</p> <p>(非公開)</p>
青木教育長	<p>只今の議案第7号について原案のとおり決定することに御異議ございませんか。</p>
	<p>はい。</p>
各委員	<p>異議なしと認めまして原案のとおり決定させていただきます。</p>
青木教育長	<p>続きまして協議案第8号令和5年度幌延町奨学生候補者についてを上程いたしますので、事務局の説明をお願いいたします。</p> <p>(非公開)</p>
青木教育長	<p>それでは、議案第8号原案のとおり決定することに御異議ございませんか。</p>
各委員	<p>はい。</p>
青木教育長	<p>異議なしと認めまして原案のとおり決定させていただきます。</p> <p>それでは、以上で提出された案件については全て終了いたしましたので第3回教育委員会議を終了させていただきます。</p> <p>以下、余白</p>

上記のとおり調整した。

令和 年 月 日

教育次長

署名

委員

委員

委員

教育長

委員